

令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託仕様書

1 目的

高松市（以下「委託者」という。）の国民健康保険のレセプトデータ及び特定健康診査（以下「特定健診」という。）データ等を活用し、特定健診未受診者への個別具体的な受診勧奨を、効率的・効果的に実施することにより、特定健診受診率の向上を図るとともに、本市における実施体制に関する課題や対策などを分析し、その改善に資することを目的とする。

また、後期高齢者医療健康診査（以下「後期健診」という。）においても、効果的な未受診者受診勧奨を行うことによって、より多くの対象者が後期健診を受診して自ら積極的に健康管理に努め、生活機能の維持改善を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託者が行う業務

(1) 関係データ等の提供

ア 委託者は委託業務に使用するため、データ等（仕様書別紙「委託者が受託者に提供するデータ等」）を受託者に提供する。

イ データの提供に当たっては、原則として、委託者から受託者へL G W A Nを通じて提供するものとする。

ウ イの運用ができない場合は、受託者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、又は追跡可能な配送サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）の利用により委託者受託者間でデータの授受を行う。

エ イ、ウとも運用ができない場合は、委託者受託者協議の上、個別に提供方法を定める。

4 受託者が行う業務

(1) 未受診者受診勧奨等業務

ア 特定健診未受診者受診勧奨の実施

データ分析を基に以下のように効率的かつ効果的な未受診者受診勧奨を実施する。

① 対象者

全特定健診対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる対象者

② 対象人数

延50,000名想定

- ③ 実施時期及び回数
令和8年7月～10月上旬の間に2回程度実施
- ④ 通知物の内容
通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャル・マーケティング手法等を活用する。なお、通知物は5種類以上とする。
- ⑤ 通知物の印刷
圧着形式のハガキ等で通知することとするので、通知物の印刷は受託者が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先及び宛名は、委託者が提供する情報を基に、受託者が印刷する。
- ⑥ 通知物の宛名等の印字
宛名及び住所印字に関しては漢字印字で行う。外字対応ができない際は、カナ印字で発送対応を行う。
- ⑦ 通知物の校正
通知物の印刷内容に関して、受託者は委託者に事前に校正の確認を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は3回を上限とする。
- ⑧ 勧奨対象者の最終決定
委託者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受託者は最終的な勧奨対象者に直接発送を行い、その経費は、受託者が負担する。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は現物引抜等で対応する。
- ⑨ 勧奨通知の発送及びサンプル納品
通知物のサンプルに関して受託者は、通知物発送後速やかに、委託者に対し発送者リスト及び各10部のサンプル納品を行う。

イ 後期健診未受診者受診勧奨の実施

- データ分析を基に以下のように効率的かつ効果的な未受診者受診勧奨を実施する。
- ① 対象者
後期健診受診票発送者のうち、委託者と協議の上決定する。
 - ② 対象人数
延12,000名想定
 - ③ 実施時期及び回数
令和8年7月～10月の間に1回程度実施
 - ④ 通知物の内容
受診意欲を高める効果の高い内容のものを委託者と協議の上、1種類を決定し、用いる。
 - ⑤ 通知物の印刷
圧着形式のハガキ等で通知することとするので、通知物の印刷は受託者が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先及び宛名は、委託者が提供する情報を基に、受託者が印刷する。

⑥ 通知物の宛名等の印字

宛名及び住所印字に関しては漢字印字で行う。外字対応ができない際は、カナ印字で発送対応を行う。

⑦ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、受託者は委託者に事前に校正の確認を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は3回を上限とする。

⑧ 勸奨対象者の最終決定

委託者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受託者は最終的な勸奨対象者に直接発送を行い、その経費は、受託者が負担する。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勸奨対象者の変更は現物引抜等で対応する。

⑨ 勸奨通知の発送及びサンプル納品

通知物のサンプルに関して受託者は、通知物発送後速やかに、委託者に対し発送者リスト及び各10部のサンプル納品を行う。

ウ ショートメッセージサービスを用いた特定健診受診勸奨の実施

① ショートメッセージの送信

受託者は、委託者が提供する特定健診受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等から①ショートメッセージサービスを用いた受診勸奨が効果的な対象者の選定、②受診勸奨メッセージの作成、③対象者へのショートメッセージの送信を行う。なお、③による送信対象者及びショートメッセージサービスの通知時期は、委託者、受託者協議の上で決定する。

② ランディングページの作成

受託者は、受診を促すための健診案内ページ（以下、「ランディングページ」という。）を、委託者、受託者協議の上で作成し、受診勸奨メッセージからのアクセスを促す。ランディングページは健診体制に応じて、2ページ以上とし、ページの仕様、URLは受託者が指定する。また、送信元は、委託者の電話番号（代表電話番号又は直通電話番号より選択）又は6桁の数字とする。なお送信元は、対象者の使用キャリアに応じて可変とし、ランディングページは、主要な機種、ブラウザの表示を保証するものとする。

③ デジタル勸奨システムの運用等

受託者は、上記、①及び②の業務を履行するために、デジタル勸奨システムの運用を行う。デジタル勸奨システムとは、対象者へのショートメッセージの送信及びランディングページのアクセス状況等の分析等を行う受託者のシステムをいう。

なお、受託者は、ランディングページのアクセス状況等を取得し、当該情報等を、ショートメッセージを用いた受診勸奨の効果向上のために活用することができる。

④ 定期的なメンテナンスの実施

受託者が必要と判断した場合、ショートメッセージサービス/ランディング

ページ等の稼働を一時的に停止の上、保全・改修目的のメンテナンスを実施することができる。

(2) 勸奨結果の分析・報告業務

委託者は、特定健診及び後期健診の履歴・結果・質問票等のデータ（特定健診等データ管理システム等から抽出）一式を受託者に提供し、受託者はそのデータを分析・検証し、報告する。ただし、報告書に記載する検証結果は、研究者（公衆衛生修士・博士）による示唆を踏まえたものとする。

ア 受託者は下記4点をまとめ、事業実施内容と合わせて報告書を作成し、当該年度の3月末までに委託者に報告する。なお、報告書はA4判25ページ以上とし、成果物としてデータ納品を行う。

- ① 勸奨対象者の受診率の予測
- ② 勸奨優先順位
- ③ グループ分けをした分析結果
- ④ 勸奨業務実施による受診率の変化等（全体・過去経験者・過去未経験者毎の受診率を年間及び月別に集計）

イ 前記の効果検証を基に、次年度以降に実施すべき勸奨業務の有効な施策について、委託者に提案を行う。

5 個人情報保護

受託者は、この仕様書による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、契約書に記載する別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 特記事項

- (1) 委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- (2) 受託者が上記委託業務の他、禁止事項に反した場合、委託者は当該契約を解除することができる。
- (3) 受託者が当該委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失により、委託者に被害を与えた場合、委託者は相応の損害賠償を請求することができる。
- (4) 受託者の受託業務の再委託を禁止する。ただし、委託者が事前に承認した場合は、この限りでない。
- (5) 当該仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、その都度決定する。

7 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休二日制の導入や一日の労働時間を縮減するなど、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵

守ること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割り増し賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその金額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態がおこらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

仕様書別紙

委託者が受託者に提供するデータ等

委託者は、「令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受託者に提供する。

1 委託業務の開始に当たって提供するもの

(1) 特定健診関連情報データ

ア 特定健診・特定保健指導履歴データ

- ・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分（前年度分を含まない）
- ・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む）

イ 特定健診対象者データ

各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- ・FKAC161 又は FKAC173 など／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分

※ 上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある場合、委託者作成の特定健診対象者データ／ファイル形式：Excel, CSV

(2) 後期高齢者対象者データ

ア 後期高齢者健診分析用データ

- ・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む）
- ・FKAC176／ファイル形式：CSV 過去2年度分（前年度分を含む）

イ 後期高齢者健診対象者データ

各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- ・FKAC161／ファイル形式：CSV 当年度分を含む3年度分

(3) 被保険者情報データ

被保険者管理台帳 (KDB 帳票 p26_006) /ファイル形式：CSV

(4) レセプト電算コード情報データ

ア 医科レセプト(21_RECDEINFO_MED.CSV)／ファイル形式：CSV

イ 調剤レセプト(24_RECDEINFO_PHA.CSV) /ファイル形式：CSV

ウ DPCレセプト(22_RECDEINFO_DPC.CSV) /ファイル形式：CSV

各抽出時点の最新分から過去4年分

(5) 印刷・発送関連データ

ア 宛名印字用データ

- ・宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※ 文字コードは原則 Shift-JIS、フォントは MS 明朝とする。

※ 個人識別番号（前項（1）の必須データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

イ 外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

ウ 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※ 宛名データのうち印字に使用する箇所を、受託者の定める様式に従い提供するものとする。

（6） 資材作成用データ

ア 健診情報フォーマット／ファイル形式：Excel

※ 資材に印字する健診情報について受託者の定める様式に従い提供するものとする。

イ 市町村章データ／ファイル形式：JPEG

※ 印刷に耐えうる解像度とする。

2 通知物の発送の都度提供するもの

印刷・発送関連データ

発送対象者リスト作成データ

・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※ 発送対象から除外対象者について、発送の都度受託者の定める様式に従い提供するものとする。

3 期末報告前に提供するもの

報告書関連データ

報告書作成用データ

（1） 特定健診関連

・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分

※ 受診者の個人番号、受診年月日（8ケタ）、受診区分フラグの3列を含むものとする

（2） 後期高齢者健診関連

・FKAC167／ファイル形式：Excel, CSV 当年度分（最新版）

※ 場合によっては①と同じ受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV 当年度を含む3年度分を要する

・健診実施状況一覧／ファイル形式：Excel 3年度分（当年度分を含む）

4 その他

その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、委託者、受託者にて協議の上、提供する。